



東アジアのリテール決済サービスのレベルアップが必要

研究員 亀井 純野

東アジアのリテールの決済サービスについて、標準化を志向した取り組みが必要になってきている。

東アジアの域内経済統合を進めるためには、域内での貿易・サービス取引が一層盛んになることが必要である。そのためには、資金決済がより低コストで早く確実に行われる必要がある。証券取引や外国為替取引については、決済リスクも大きいことから比較的早い段階から域内の決済サービスに目が向けられてきている。特に *Asiaclear* のように、アジアに本格的な証券決済システムを設けようという議論が近年見られる。大口資金決済についても外国為替取引の決済に伴うヘルシュタットリスクをどのように削減するかという観点から議論がされている。しかし、リテールの小口取引の決済については、これまで必ずしも関心が高くなかった。

欧州では、内外格差のない同一料金での小口支払いが行える地域としての EU を **Single Euro Payment Area(SEPA)** と呼び、昨年7月より **SEPA** がスタートした。ユーロ導入までは、欧州域内で国境を越える送金は外国送金として処理され、その取扱手数料は国内送金に比べ非常に高かった。これに対して、欧州閣僚理事会と欧州議会が国内送金と国外送金を同一料金で行うように求め続けて、**SEPA** の実現に至った。各国の決済システムの整備、金融機関それぞれの一貫処理の構築、法的問題の解決等、まだまだ課題は少なくないものの、リテール送金サービスの充実に向けた歩みが本格化している。

この点、アジアでのリテール送金についての取り組みはほとんど民間に任せられたままである。**NETS(Network for Electronic Transfers (Singapore) Pte Ltd.)** は、在シンガポールの民間企業で、ASEAN 諸国等の近隣諸国にリテールの電子決済システムのネットワークを拡大し、域内のリテール支払いシステムのキャッシュレス化を目指し、リテール電子決済システムを運営している。**NETS** は、オンラインバンク POS デビットカードネットワークの統括会社として設立され、シンガポール国内では IC カードの電子財布/電子マネー「キャッシュカード」サービスの他、株主各行の ATM で利用可能なカード/デビットカード、**VISA**、**MASTER** カードに「キャッシュカード」機能を搭載したカード等の発行、運営を行っている。シンガポール国外では、フィリピン、韓国、タイ、及びマレーシアでサービスを行っている他、インドネシアとも相互の POS システムの利用について合意している。このように **NETS** は ASEAN を中心に国境を越えた決済サービスに乗り出している。

また、シンガポールの **DBS** 銀行はインドの **ICICI** 銀行との間で相互間の送金システムを連携させており、**DBS** の顧客は **ICICI** 銀行の本支店向けに複数通貨をインターネットで送金手配を行うことが出来る。

欧州で本当の意味で SEPA が成立するためには、第一に域内での法的な枠組みが整備されること、第二に、実際の送金の処理、決済にあたって STP(Straight through processing) を可能とするシステムを構築することと、域内での標準化が必要とされている(注 1)。

東アジアでも、リテールの送金サービスについては NETS 等の試みを見守るだけでなく、共通インフラの整備に向けた具体的な手だてが必要な時期に来ていると考えられる。

(注 1) 森純一「欧州の金融統合の進展-SEPA(単一ユーロ支払地域)の実現と今後の課題-」
外国為替貿易研究会 国際金融第 1113 号(2003.10.1)掲載

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>